

高槻市教育センター及び大阪府教育センターにおける研修の受講にあたって

1. 研修を欠席する場合

(1) 高槻市教育センターにおける研修の場合

校園長を通じて事前に高槻市教育センターに連絡してください。

法定研修及び悉皆研修の場合は、連絡と合わせて「欠席届」(様式Ⅱ-2)を高槻市教育センターに提出願います。

※ 法定研修は、初任者研修、10年経験者研修

※ 悉皆研修は、管理職研修

(2) 大阪府教育センターにおける研修の場合

校園長を通じて事前に高槻市教育センターに連絡するとともに、高槻市教育センターに「欠席届」を提出願います。

大阪府教育センターへは、高槻市教育センターより連絡及び届け出を致します。

2. 非常変災時及び交通機関の運用に支障が予想されている場合における研修の取り扱いについて(高槻市、大阪府ともに同じ対応です。)

(1) 台風の接近が予想される場合

① 午前7時現在において「暴風警報」発令中の場合

午前の半日研修及び全日研修は中止又は延期します。

② 午前11時現在において「暴風警報」発令中の場合

午後半日研修は、中止又は延期します。

③ 受講者への連絡について

ア 受講者に対しては特段の連絡を致しません。

イ 延期の場合については、後日、その実施について改めて通知致します。

(2) 交通機関がストライキの場合

原則として研修は実施致します。

但し、講師の都合等で中止する場合は各校に連絡致します。